

(※保護者と利用契約の締結に際して行う「重要事項説明」の内容を記載するものです。)

「みらいステップ南浦和園」重要事項説明書

小規模保育事業設置者の表示

事業者の名称	株式会社みらいステップ
代表者氏名	高水 喜一
法人の所在地	さいたま市南区南本町1-17-14-1階
法人の電話番号	048-872-3355
定款の目的に定めた事業	保育所運営

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社みらいステップ南浦和園の設置する みらいステップ南浦和園は小規模保育事業A型として行う保育・教育の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。
運営方針	子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するように努めます。また、利用する子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県・市・小学校等・子育て施設を行う者・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所(みらいステップ南浦和園)の概要	
名称	みらいステップ南浦和園
所在地	さいたま市南区南本町1-17-14-1階
認可年月日	平成30年4月1日
電話番号	048-872-3355
FAX番号	048-872-3356
メールアドレス	miraistep.minamiurawaen@gmail.com
施設長氏名	高橋 恵
入所定員(年齢別)	「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取扱う保育事業	障害者保育、一時保育、延長保育、幼児教育等

自己評価の概要	職員による自己評価を年1回実施し、併せて利用者アンケートを年1回行いサービスの向上に努めます。
第三者評価の概要	5年に1回実施を予定しています。
職員研修実施状況	さいたま市主催の保育に関する研修に参加後、園内周知研修を実施 年1回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。
嘱託医	たんぼぼこどもクリニック 院長 重田 祐子 嘱託契約日 平成30年4月1日 橋本歯科医院 院長 橋本 雅子 嘱託契約日 平成30年4月1日

2 保育事業所の概要

敷地	民有地を借地(あるいは市有地を使用貸借など)	面積 256.16 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 9階建ての1階	延べ床面積 1226.59 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 1 室 面積 20.59 m ²	調理室 8.19 m ²
	保育室・遊戯室 1 室 面積 40 m ²	調乳室 m ²
	幼児用トイレ 1 個	医務室 m ²
設備の種類	冷暖房、二重サッシ、沐浴室、児童用トイレ、IHコンロ、洗濯機	
安全対策	事故発生防止委員会を偶数月に開催及び職員定期研修(6月・12月)の実施	
	乳幼児賠償責任保険加入 保険会社名 東京海上日動火災	
その他	屋外遊戯場の代替場所 一ツ木公園 徒歩3分、郷前公園 徒歩8分	

3 連携施設

施設名称	浦和いろは保育園/南浦和たいよう保育園/若竹幼稚園/南浦和幼稚園
施設所在	浦和区常盤8-15-19/南区南浦和2-12-17/南区根岸3-11-3/南区文蔵2-29-22
連携内容	卒園後の受け入れ枠 保育内容の支援 代替えの保育士提供

4 年間保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	安全な環境の中で生命の保持と情緒の安定を図る。保育士の受容により信頼関係を築く。一人ひとりの生理的な欲求を満たしながら健康的な生活リズムを確立し、快適に過ごせるようにする。個人差に留意しながら離乳や歩行の完成・発語の意欲を育てる。
1歳児	安定して保育士との関わりの中で自分の気持ちや要求が表せるようになる。生活面では、子どもが自分でしようとする気持ちを持ち少しずつ出来るようになる。安全で活動しやすい環境の中で全身を使った遊びや探索活動を十分に行い、活動の幅を広げ歩行を確立する。言葉の理解や発語への意欲を育て言葉が発することを楽しむ
2歳児	身の周りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。全身や指先を使ったあそびを十分楽しみ、丈夫な身体づくりをする。保育士の仲立ちによって、ともだちとの関わりを広げていく。
その他 (年間行事等)	4月 歓迎会 5月親子遠足 子どもの日 6月 虫歯の日 時の記念日 7月 七夕 プール開き 8月 夏祭り 9月消防署見学 老人ホーム訪問 10月 運動会 ハロウィン 12月 クリスマス会 1月 お正月 2月 節分 生活発表会 3月 ひなまつり お別れ会 卒園式 ※ 他 毎月の身体測定・お誕生日会・避難訓練があります。

5 主な1日の保育スケジュール

時間	
0歳児	7時30分～順次登園、9時ミルク・おやつ、10時～朝の会、設定保育(月齢により午前睡・戸外活動)、11時～昼食、12時30分～14時45分午睡、15時～おやつ16時30分～18時30分室内遊び・順次降園 ※月齢により異なります。
1歳児	7時30分～順次登園、9時朝おやつ、10時～朝の会、設定保育、11時30分～昼食12時30分～14時45分午睡、15時～おやつ16時30分～18時30分室内遊び・順次降園 ※月齢により異なります。
2歳児	7時30分～順次登園、9時朝おやつ、10時～朝の会、設定保育、11時30分～昼食12時30分～14時45分午睡、15時～おやつ、16時30分～18時30分室内あそび・順次降園

6 食事の提供について

昼食・おやつ・捕食	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、自園調理し児童に提供します。 保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。(例)卵・牛乳・そば、魚介類(えび・かに)など
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種		常勤職員	非常勤職員	備考
保育に従事する職員	施設長(保育士)	1人		保育運営責任者です。
	保育士	6人	人	保育士有資格者です。 ※同等配置と認められる看護師を1名含みます。
	保育従事者	人	人	厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。
	保育補助者	人	人	充足職員の他に追加配置している保育従事者です。
調理員			2人(調理師・栄養士)	給食作り、提供し、買出しもします。
事務員		1人	人	施設設置者が事務長として従事しています。

1 当施設の職員は掲示板に名前と職名を掲示しています。

2 開所時間内には、小規模保育事業(A型)運営基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置(児童数に応じて加配)し、保育に当たります。

3 職員の勤務体制表は月ごとに作成し前月25日に掲示します。

(4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～金 7時30分から19時00分まで 土曜日は7時30分から18時30分
保 育 標 準 時 間	月～土 7時30分から18時30分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分から16時30分まで
うち時間外保育時間	標準時間 18時30分から19時00分まで（土曜日は延長時間なし） 短時間 7時30分から8時30分 16時30分から19時00分まで（土曜日は18時30分まで）
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

- 1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、さいたま市保育料徴収基準によります。
平成29年度さいたま市利用者負担額徴収基準額表(予定)

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(単位:円/月)	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	市町村民税均等割額のみ世帯	8,000	7,800
第4	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	10,000
第5		48,600円以上 63,900円未満	12,500
第6		63,900円以上 97,000円未満	19,500
第7		97,000円以上 137,600円未満	33,000
第8		137,600円以上 169,000円未満	44,000
第9		169,000円以上 301,000円未満	55,000
第10		301,000円以上 397,000円未満	60,000
第11		397,000円以上	72,800

※ 保育材料(共用遊具・絵本・消耗教材等)・おやつ代・昼食代・飲料代は月極保育料に含まれます。

- 2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領(法定代理受領)することになります。
- 3 上記のほか、保護者に負担していただくものは
連絡帳代 1冊 200円/帽子代1,200円/布団リース代275円/シート代(1枚)2,000円/1枚,防災頭巾3,100円/ネームタグ代1個110円 /夏祭り景品代 250円 / 運動会メダル 350円 / ハロウィンお菓子代 250円※市場価格により変動あり
- 4 自主事業(付帯サービス)の利用料金
- ・ 幼児教育(全園児対象)＝保育時間中に、幼児教育講師(英語含む)による学習を行います。
料金は、月極契約で教材費、機器使用料を含み1月当たり0歳1,000円1歳1,500円、2歳2,000円です。
 - ・ 時間外保育＝月極保育以外に時間単位での保育を行っています。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日16時までの予約が必要になります。
料金は30分当たり250円です。
 - ・ 18時半以降お迎えのお子さまには捕食としておやつを提供します。1日40円、1ヵ月分を翌月に精算します。

5 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

6 月額保育料の支払は以下の方法でお願いします。

- ・ 現金振込払(納付期限:保育利用前月末)

銀行名 埼玉りそな銀行 支店 南浦和 口座名 株式会社みらいステップ

口座番号 普通 4466958

※その他の利用料については直接園にお支払いください。

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	2人	8人	9人	19人

(7) 小規模保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当みらいステップ南浦和園の利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくことになりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の9時までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の時間外保育扱いとなりますので、お迎えの時間が分かり次第、御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
入園時に用意するもの	別紙参照
毎日持参するもの	別紙参照

(8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

囑託医	医療機関 たんぽぽこどもクリニック	担当医師 重田 祐子先生
	所在地 さいたま市南区南浦和1丁目33-15-2階 ※当園から徒歩12分 電話048-762-8066	
消防署(救急)	管轄消防署名 根岸消防署	
	所在地 さいたま市南区根岸3丁目10-7	電話 048-861-0119
警察署	管轄警察署名 浦和警察署	
	所在地 さいたま市浦和区常盤4丁目11-21	電話 048-825-0110

(9) 非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	根岸消防署 平成30年3月29日届出 防火管理者 氏名 高水 喜一
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練及び消火訓練(月1回)を実施します。
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯
避難場所	第1避難場所 文化センター 第2避難場所 岸中学校

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項(みらいステップ南浦和園の取組)

- 1 みらいステップ南浦和園の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
 - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
 - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
 - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

(11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

1 保護者会について

年に1回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2 運営委員会について

年に1回、開催予定です。保護者代表者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

3 健康診断等について

健康診断	0歳児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	1歳・2歳児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	全職員	当施設の職員は、毎年入社月、または採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月月末に身長・体重測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

4 賠償責任保険の加入

1事故	300.000千円
1名につき	300.000千円

5 保育内容に関する相談・苦情窓口の設置

(1) みらいステップ南浦和園相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 高橋 恵	電話 048-872-3355 (役職 施設長)
相談・苦情解決責任者 氏名 高水 喜一	電話 048-872-3355 (役職 代表取締役)
第三者委員 氏名 佐藤 秀一	保育ルームぞうさんの家 電話 048-876-1008
氏名 杉本 拓也	株式会社UGUSU 代表取締役 電話048-298-7887
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。